

# 執行停止、判決

(百選「Ⅱ-205」～「Ⅱ-212」)

## 問題 001

外国人が本国に強制送還され、わが国に在留しなくなれば、みずから訴訟を迫行することは困難となるを免れないが、訴訟代理人によって訴訟を迫行することは可能であり、また、訴訟の進行上当事者尋問などのため当該外国人が直接法廷に出頭することが必要となった場合には、その時点において、所定の手続により、改めてわが国への上陸が認められないわけではない。

**001 解答**：妥当である。(Ⅱ-205)

## 問題 002

退去強制令書が執行され、外国人がその本国に強制送還されたとしても、それによって当該外国人の裁判を受ける権利が否定されることにはならない。

**002 解答**：妥当である。(Ⅱ-205)

### 問題 003

弁護士が、その所属する弁護士会から業務停止3か月の懲戒処分を受けた場合において、上記懲戒処分によって弁護士に生ずる社会的信用の低下、業務上の信頼関係の毀損等の損害が、行政事件訴訟法25条2項に規定する「重大な損害」に当たるものと認めることはできず、よって当該懲戒処分の執行停止を認容することはできない。

#### 003 解答：誤り

「重大な損害」に当たるとし、執行停止を認めた。  
(Ⅱ－206)

### 問題 004

農地の元所有者が、その買収計画に対する行政処分取消の訴訟を提起し、その行政処分の執行停止決定を得た場合、債権者が右買収計画手続によって農地の所有権を取得したとし、その保全のために元所有者を相手方としてした仮処分決定はその理由を失ったものと解すべきである。

#### 004 解答：誤り

執行停止がなされたとしても、仮処分決定はその理由を失ったものと解すべきではないとした。(Ⅱ－207)

## 問題 005

執行停止決定は、単に農地買収計画に基づく買収手続の進行を停止する効力を有するだけであって、すでに執行されたその手続の効果を覆滅して元所有者の所有権を確定する効力を有するものと解すべきではなく、従って仮処分債権者の被保全権利は右の執行停止決定により直ちに失われたものとする事はできない。

**005 解答**：妥当である。(Ⅱ－207)

## 問題 006

行政事件訴訟特例法10条2項但書の内閣総理大臣の異議が述べられたときは、裁判所は執行停止の決定をすべきでないという趣旨の規定であって、停止決定後に異議が述べられた場合をも含んだ規定ではなく、したがって、本件異議は執行停止後に述べられた不適法なものであり、執行停止決定を取り消さない旨の決定は正当である。

**006 解答**：妥当である。ただし、現行の行政事件訴訟法では、執行停止後の異議を認めていることに注意しておくこと。(Ⅱ－208)

## 問題 007

土地改良区の設立認可処分について、法が相当期間縦覧に供すべきことを命じたのは、利害関係人に書類を閲覧させ異議申立の機会を与えるためであるから、縦覧の期間が法定の期間の3分の1以上も短い期間しか与えられていない場合は、右認可処分を無効ならしむる程重大な手続上の瑕疵となすべきである。

### 007 解答：誤り

無効ならしむる程重大な手続上の瑕疵となすべきではないとした。(Ⅱ－209)

## 問題 008

土地改良区の事業実施の経過に照らし、行政庁のなした認可を取消すことにより、多数の農地、多数の人について生じた各種の法律関係及び事実状態を一挙に覆滅し去ることは、著しく公共の福祉に反するものといわなければならない。

### 008 解答：妥当である。(Ⅱ－209)

## 問題 009

土地課税台帳等に登録された基準年度の土地の価格についての審査決定の取消訴訟において、裁判所が、審理の結果、基準年度に係る賦課期日における当該土地の適正な時価等を認定し、固定資産評価審査委員会の認定した価格がその適正な時価等を上回っていることを理由として、審査決定を取り消す場合には、納税者が、審査決定の全部の取消しを求めているか、その一部の取消しを求めているかにかかわらず、当該審査決定のうちその適正な時価等を超える部分に限りこれを取り消せば足りる。

**009 解答**：妥当である。(Ⅱ－210)

## 問題 010

固定資産評価審査決定の取消訴訟につき、地方税法は、その一部に関する部分のみが取消訴訟において争われ、残部が別途に確定するという事態は予定しておらず、したがって、当該審査決定のうち裁判所が認定した適正な時価等を超える部分に限りこれを取り消すことはできない。

**010 解答**：誤り

一部を取り消す判決をしたとしても、何ら不都合はないとした。(Ⅱ－210)

## 問題 011

改正条例について、本件改正条例は、保育所の廃止のみを内容とするものであって、他に行政庁の処分を待つことなく、その施行により保育所廃止の効果を発生させ、当該保育所に現に入所中の児童及びその保護者という限られた特定の者らに対して、直接、当該保育所において保育を受けることを期待し得る法的地位を奪う結果を生じさせるものであるから、その制定行為は、行政庁の処分と実質的に同視し得るものといえることができる。

**011 解答**：妥当である。(Ⅱ－2 1 1)

## 問題 012

処分の取消判決や執行停止の決定に第三者効が認められている取消訴訟において、保育所廃止に関する条例の制定行為の適法性を争い得るとすることには合理性が認められない。

**012 解答**：誤り

当事者訴訟や民事訴訟では第三者効がないことを理由に、合理性を認めた。(Ⅱ－2 1 1)

### 問題 013

保育所廃止に関する条例の制定行為は、抗告訴訟の対象となる行政処分には当たらない。

**013 解答**：誤り

行政処分に当たるとした。(Ⅱ－2 1 1)

### 問題 014

行政処分無効確認判決の効力は、行政処分取消判決の効力と同様に、訴訟の当事者のみならず、第三者に対する関係においても、画一的に生ずるものと解しなければならない。

**014 解答**：妥当である。。無効確認判決の第三者効を認めた。(Ⅱ－2 1 1)